

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。本校は、日本国憲法第13条が保証する「個人の尊重」および「幸福追求権」に基づき、いじめは児童の尊厳を著しく踏みにじる断じて許されない行為であると認識する。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、全教職員が児童の健やかな成長を願い教育活動をする共通の場で、教職員どうし心をつなぎ合いながら互いに情報を交流し、早期発見・初期対応の大切さを自覚し不登校児童やいじめ問題のない学校づくりをめざしていく。そのために人権教育に重点をおき、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の事案が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 名称 「いじめ不登校・児童虐待対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主担者、各学年主任、養護教諭、人権指導主担者  
当該学級担任、SSW、SC

※必要に応じて、外部専門家（スクールロイヤー等）や枚方市教育委員会担当者を招集する。

#### (3) 役割

本委員会は、校長がリーダーシップを発揮し、学校全体が組織的に対応するための中核として以下の役割を果たす。

- ・基本方針の運用：学校いじめ基本防止方針に基づく取り組みの実施、および具体的な年間計画（PDCA）の作成。
- ・相談・通報窓口：いじめの相談・通報の窓口として機能し、情報を一元化する。
- ・情報の収集と共有：いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動、出欠状況等に係る情報を日常的に収集し、記録・共有する。
- ・事案への組織的な対応：いじめの疑いがある際、迅速に関係児童への事実関係の聴取を行い、指導・支援体制・対応方針の決定および保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を果たす方針を決定する。

・**検証と改善**:いじめの対応がうまくいかなかったケースや、基本方針の点検・見直しを定期的に行い、PDCAサイクルに照らして改善を図る。

## 4 いじめの未然防止

### ①基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ・**安心・安全な環境づくり**:児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校環境を構築する。集団の一員としての自覚や自信を育むことで、互いを認め合える学校風土を作り出す。
- ・**発達支持的生徒指導の推進**:日頃からの挨拶、声かけ、賞賛、対話を通じて、児童の個性の発見と可能性の伸長を支える。
- ・**PDCA サイクルによる改善**:定期的なアンケート調査や個人懇談、出欠状況等を用いて取り組み検証し、継続的に改善を行う。

### ②未然防止のための取り組み

#### 教職員の資質向上

- ・教職員の人権感覚を磨く校内研修を実施し、教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### 人権意識の醸成と配慮が必要な児童への支援

- ・「いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である」との認識を、学校全体で共有する。
- ・障害のある児童、外国に繋がる児童、性的マイノリティ（性別違和や性的指向・性自認）に関わる児童など、特に配慮が必要な児童に対し、実態に基づいた組織的な支援を行う。

#### 児童の自己有用感と共感性の育成

- ・教育活動全体を通じて、児童が「自分は役に立っている」と感じられる機会を充実させ、自己有用感を高める。
- ・相手の気持ちを理解できる豊かな心を育み、自他を認め合える集団づくりを推進する。

#### 主体的な「脱いじめ傍観者教育」の実施

- ・児童がいじめを自分事として捉え、議論する場を設けることで、主体的に行動できる能力を養う。
- ・「観衆」や「傍観者」もいじめを助長する存在であることを理解させ、「いじめを見聞きしたら必ず知らせる」という行動方針を徹底する。

#### 現代課題への対応

##### ICT 端末（1人1台端末）の適切な活用

- ・端末を利用した SNS・インターネット上のモラル教育を年間計画に基づき実施し、ネット上のいじめ未然防止に努める。

## 5 いじめの早期発見

### ① 基本的な考え方

いじめは、被害児童が拡大を恐れて隠匿したり、周囲が気づきにくい場所で行われたりする特性がある。そのため、教職員には何気ない言動から心の訴えを感じ取る鋭い感性と、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力が求められる。児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンケートや見守りを強化し、組織全体で早期発見に努める。

### ② いじめの早期発見のための措置

#### 1.定期的・機動的な実態把握

- ・**アンケート調査（年4回以上）**:定期的の実施し、結果を速やかに集計・分析して組織的な対応につなげる。
- ・**ICTの活用**:1人1台端末を活用したデジタル相談ツールを用い、関係機関と連携して児童の SOS を把握する。
- ・**個人懇談・家庭訪問**:保護者と連携し、家庭での様子からいじめの兆候を早期に察知する。

#### 2.教職員間の情報共有の徹底

- ・**定例の検討会議（週1回・学期ごと）**:「いじめ不登校・児童虐待対策委員会」や学年・学級の交流会を通じ、些細な情報も共有・記録する。
- ・**教職員の意識向上**:研修を通じて、いじめの特性や情報モラルについての最新知識を共有し、感度を高める。

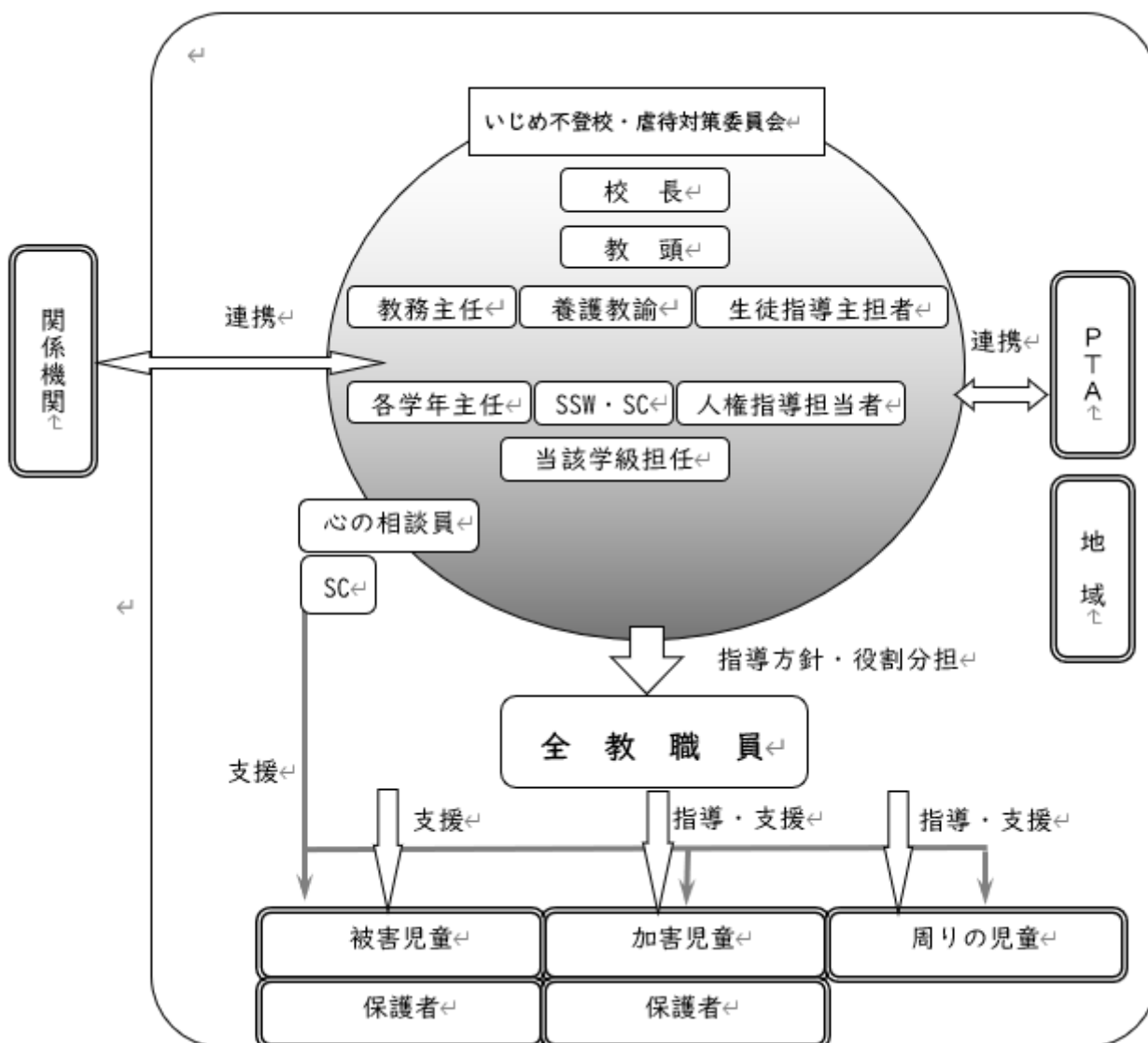
### 3.相談体制の充実

- ・相談窓口の周知：児童や保護者に対し、学校内外の相談窓口（SC、SSW、枚方市の子ども総合相談センター等）を定期的に周知する。
- ・多様な大人による見守り：授業や休み時間だけでなく、地域住民や心の相談員、放課後の活動等を通じて、多様な視点で児童を見守る体制を整える。

### 4.環境を通じた発見

- ・不登校や保健室来室状況の分析：欠席の増減や保健室への来室頻度の変化を「いじめのサイン」として捉え、背景を速やかに調査する。

## 6 いじめが発生した場合の対応



#### ① 発見・通報

いじめの疑いに関する情報に接したときは、些細な兆候であっても、決して一人で抱え込まず、直ちに「いじめ不登校・児童虐待対策委員会」へ報告する。

#### ② 初動対応と事実関係の確認

##### 1.被害児童の安全確保

何よりも被害児童の安全を最優先に確保し、必要に応じて別室での学習や登下校の安全管理を行う。

##### 2.聞き取りの実施

事実関係の確認は、複数の教職員で組織的に行う。被害児童・加害児童・周囲の児童（情報収集）から、個別に丁寧な聞き取りを行う。

##### 3.迅速な報告

確認された事実は直ちに校長に報告し、学校から枚方市教育委員会へ速やかに一報を入れる。

### ③ 被害児童及び保護者への支援・対応

#### 1.徹底した寄り添い

被害児童が安心して学校生活を送れるよう、担任・養護教諭・SC等が連携して心のケアにあたる。

#### 2.保護者への説明

被害児童の保護者に対し、事実関係を速やかに、かつ誠実に説明する。今後の対応策と支援体制を明示し、不安の解消に努める。

### ④ 加害児童への指導及び保護者への対応

#### 1.毅然とした指導

加害児童に対し、いじめが人権侵害であることを自覚させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

#### 2.行動の抑制と変容支援

必要に応じて出席停止措置を検討しつつ、加害児童が抱える課題(家庭環境やストレス等)を把握し、SCやSSW等と連携して心理的・教育的なアプローチを行う。

#### 3.保護者への連携

加害児童の保護者に対し、事実関係を伝え、事態の深刻さを共有する。学校の指導方針への協力を求め、家庭での見守りについて指導・助言を行う。

### ⑤ 解消に向けた継続的な取り組み

・**解消の判断**：いじめの解消については、「いじめ防止対策推進法」に基づき、文部科学省が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」に示された、3か月以上の経過観察と被害児童の心理状態の確認をもって判断する。

・**ネットいじめへの対応**：SNS等での誹謗中傷には、証拠保存を支援し、プロバイダ等への削除要請や警察・法務局との連携を迅速に行う。

## 7 学校評価及び重大事態への対応

### ① 学校評価の実施

・**定期的な点検**：本方針に基づく取り組みが計画通りに実施されているか、年2回以上「いじめ不登校・児童虐待対策委員会」で自己点検を行う。

・**評価の公表**：学校運営協議会等を通じて、いじめ防止の取り組み状況を公表し、委員からの意見を反映させる。

### ② 重大事態への対処

【重大事態】※いじめ防止対策推進法第28条より

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

9 年間計画

殿山第一小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	<p>学年目標の設定</p> <p>保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知</p> <p>異学年交流（年間を通じて）</p>	<p>学年目標の設定</p> <p>保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知</p> <p>異学年交流（年間を通じて）</p>	<p>学年目標の設定</p> <p>保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知</p> <p>異学年交流（年間を通じて）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新体制での「いじめ不登校・児童虐待対策委員会」の設置</li> <li>・全教職員研修の実施</li> <li>・学校便りでの基本方針の周知</li> </ul>
5月	<p>個人懇談会</p> <p>校外学習</p> <p>人権教育年間計画より各教科領域においていじめ防止を含む人権教育指導の実施</p> <p>いじめについての授業を全クラスで実施</p> <p>アンケート調査実施① 結果を各担任把握</p>	<p>個人懇談会</p> <p>校外学習</p> <p>人権教育年間計画より各教科領域においていじめ防止を含む人権教育指導の実施</p> <p>いじめについての授業を全クラスで実施</p> <p>アンケート調査実施① 結果を各担任把握</p>	<p>個人懇談会</p> <p>校外学習・宿泊学習</p> <p>人権教育年間計画より各教科領域においていじめ防止を含む人権教育指導の実施</p> <p>いじめについての授業を全クラスで実施</p> <p>アンケート調査実施① 結果を各担任把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（年間を通じて）</li> <li>・家庭訪問や個人懇談を通じた「家庭での様子」の把握</li> <li>・ICT端末の利用ルール確認と、ネットリテラシー教育の実施</li> <li>・いじめ対策委員会でアンケート集約分析</li> </ul>
6月	<p>アンケート調査実施② 結果を各担任が把握</p>	<p>アンケート調査実施② 結果を各担任が把握</p>	<p>アンケート調査実施② 結果を各担任が把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会でアンケート集約分析</li> </ul>
7月	<p>保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）</p>	<p>保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）</p>	<p>保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期に認知した事案の進捗状況確認と、夏休み中のSOS相談窓口（枚方市の子ども総合相談センター等）の周知</li> </ul>
8月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員夏季研修会</li> </ul>
9月	<p>いじめについての授業を全クラスで実施（特活・道徳）</p>	<p>いじめについての授業を全クラスで実施（特活・道徳）</p>	<p>いじめについての授業を全クラスで実施（特活・道徳）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み明けの登校状況の確認と、必要に応じた全児童面談の実施</li> <li>・ICTを活用したデジタルアンケートや、学級内での対話等を通じ、休み明けの心の変化をきめ細かく把握する。</li> </ul>
10月	<p>運動会に向けての取組</p>	<p>運動会に向けての取組</p>	<p>運動会に向けての取組</p>	
11月	<p>校外学習</p>	<p>校外学習</p>	<p>校外学習・修学旅行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの解消基準（3か月ルール）に照らした、認知事案の継続見守り状況の点検</li> </ul>
12月	<p>アンケート調査実施③ 結果を各担任が把握</p>	<p>アンケート調査実施③ 結果を各担任が把握</p>	<p>アンケート調査実施③ 結果を各担任が把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会でアンケート集約分析</li> </ul>
1月	<p>アンケート調査実施④ 結果を各担任が把握</p>	<p>アンケート調査実施④ 結果を各担任が把握</p>	<p>アンケート調査実施④ 結果を各担任が把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校いじめ防止基本方針」の改訂等の検討</li> </ul>
2月	<p>保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）</p>	<p>保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）</p>	<p>保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度担任への「継続的な支援が必要な児童」に関する詳細な引継ぎ</li> </ul>
3月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会でアンケート集約分析</li> <li>・今年度の振り返り</li> </ul>